

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に〇会社に雇用され、顧客先の〇会社において携帯電話のシステム開発に従事していた。平成〇年〇月〇日に開発中の追加機能にミスが生じ、一緒に開発に当たっていた別会社所属の社員 A より指摘・指導を受けて修正対応に当たった。同日の業務終了後、新規参入した者の歓送迎会が催され、その席で A から「弟はヤクザだ」という話があり、話の流れから、昼間の請求人のミスに話が及んだ。請求人は、弟のヤクザに自分のミスを話されるかもしれないという脅迫感や恐怖感を感じ、同年〇月頃から不眠症が出現し、〇月に近医に受診して睡眠薬を処方され服用していたが、平成〇年〇月〇日に〇病院を紹介され、受診したところ「不眠症」と診断を受けた。

請求人は、顧客先で一緒に開発にあたっていた A から、仕事上のミスに関連する脅迫的な発言を受けて発病したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

私の症状の原因について、平成〇年〇月〇日の電話での説明理由と、不支給通知との内容が大きく異なっている。私の症状の原因が A であると、不支給通知の内容からは読み取れない。私の症状の原因が、A であることが第三者にも分かる文章に訂正願う。修正ができないということであれば、再審査を願う。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月上旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷

発病前おおむね 6 か月の間に、発病に関与したと考えられる業務による具体的出来事として、一緒に仕事をしてきた別会社の社員から「弟はヤクザだ」などと言われ、当日仕事の上でのミスをした請求人は、この話に恐怖を感じたことが挙げられる。

この出来事を職場における心理的負荷評価表に照らすと、この社員は請求人の直属の上司ではないが、一次下請けという立場から請求人に仕事の上で、ある程度指示をしていたことから「上司とのトラブルがあった」を類推適用し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

「弟はヤクザ」と話し、脅かしたとされる社員は、当時のことを憶えておらず、言ったとしても、冗談だと認識しているとのことであるが、冗談であったとしても、請求人はミスをした当日に聞かされた話である。一方、請求人の仕事のミスは大きいものではなく、損害もペナルティーも認められない。よって、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

出来事後の状況が持続する程度の検討では、特筆すべきことはなく、過重性は認められない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断した。

(3) 業務以外の要因について調査結果から、特筆すべき事項は認められない。

個体側要因については、既往症として「不安障害」「不眠症」による受診歴が確認されている。

また、社会適応状況、アルコール等依存状況については、特段の問題は指摘されない。

性格傾向について、請求人自らは「時計の秒針の音やノック式のボールペンのカチカチさせる音等に、いらいらする」等と申し立てている。

(4) 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であることから、業務による心理的負荷が主因となって当該精神障害を発病したのとは認められない。

4 審査官の判断

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月上旬頃に発症したと認められる。

請求人の発病前概ね 6 か月の間に発病に関与したと考えられる業務による出来事としては、請求人と一緒に仕事をしていた別会社の社員 A から、「弟はヤクザだ」等と言われ、当日仕事の上でミスをした請求人は、この話に恐怖を感じたことが挙げられる。この出来事を判断指針の別表 1 に照らせば、出来事の類型として「対人関係のトラブル」、具体的な出来事として、この社員は請求人の直属の上司ではないが、一次下請けという立場から、請求人に仕事の上である程度指示をしていたことから「上司とのトラブルがあった」を類推適用し、その平均的な強度は「Ⅱ」である。

監督署の調査によれば、請求人の仕事上のミスは大きいものではなく、損害もペナルティもないものであった。また、「弟はやくざ」と話し、脅かしたとされる社員 A は、当時のことを覚えておらず、言ったとしても、冗談だと認識しているとのことであるが、請求人はミスをした当日に聞かされた話であり、冗談であったとしても、その強度は「Ⅱ」相当である。

また、出来事後の状況が持続する程度の検討では、特筆すべき事項はなく、過重性は認められないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

さらに、業務以外要因について、職場以外における心理的負荷の評価は、監督署の調査結果から特筆すべき事項は認められず、また、個体側要因の評価は特段の問題は指摘されないものと判断する。

以上のことから、請求人の業務による心理的負荷は、総合評価「弱」とされるものであり、請求人に発病した精神障害を業務上の事由によるものと認めることはできないものである。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。